## アメリカにおけるスポーツ事故の法的責任に関する考察 - 政府免責説をめぐって -

#### 諏訪 伸夫

# A Study on Legal Liabilities in Sport Accidents in the U.S.A. — Focusing on the Principle of Governmental Immunity —

#### **SUWA Nobuo**

In considering the liability principles that apply to sport activities, it is finally necessary to give attention to the traditional immunity of governmental institutions, since it is so often involved in the sports liability cases in the U.S.A. It is reported that the authority for the doctrine of sovereign immunity existed 700 years ago. It was at times believes that this doctrine was the devine right of kings, i.e., that "the king can do no wrong." Therefore, in the past, government entities enjoyed what was referred to sovereign immunity.

However, in 1946, the U.S. Congress passed the Federal Tort Claims Act (FTCA). This act allowed individuals to sue the federal government and and its agencies in certain categories of tort that included injury, death and property loss. Following the lead of the federal government, most states enacted tort law legislation that waived some categories of state government immunity. Today, the government (federal, state, local) can be sued for its negligent action but enjoys some limited immunity.

Then, this study intends to grasp accurately influence, role and function of governmental immunity (doctrine) in sport law through analyzing judicial precedents of sport these days in the U.S.A.

And author hopes that the results of consideration in this paper will contribute to develop the theory of legal liabilities in sport accidents in Japan.

**Key Words:** legal liabilities, sports accidents, governmental immunity, judicial precedents of sport

#### I 本研究の意義及び目的と方法

いわゆるスポーツ大国アメリカ合衆国(以下単にアメリカと略称)は、同時に訴訟社会アメリカがでもある。アメリカの法制度は訴訟の法といわれるコモン・ロー(common law)に基づいており、このようなコモン・ローの世界では、「はじめに訴訟ありき」といってもよいくらいに訴訟が中心的役割を果たしているが。アメリカ社会は、近年「訴訟爆発」(litigation explosion)という現象に見舞われており、このような現象はスポーツにおいても例外ではなく、スポーツもまた「訴訟爆発」による多大な影響を受けているこ

とが既にほぼ20年以上前に指摘されている<sup>2)</sup>。そのようなスポーツ関係訴訟は、すべてスポーツ事故によるものではないにしても、スポーツ事故による訴訟は、かなりの割合を占めていると思われる。

全米においてスポーツ事故によるもので医者の 手当を必要とするほどの事故は、年間 1,700 万件 も発生しているという <sup>15)</sup>。現在も、全米のスポー ツ事故に関する公式統計はないので、手元の文献 によれば、近年(1998 年)の水泳もしくは水遊び を楽しんだ者は、全米で約 1 億人ほどで、その中 およそ5千人が水泳もしくは水遊中に溺死したと 推定される<sup>4)</sup>。多数のスポーツ事故の発生もそれ 自体問題とされようが、さらに問題なのは、ス ポーツ関係者がスポーツ事故の発生にともなって いわゆる被害者から損害賠償等を求められ、訴訟 を起こされているということであり、さらに事態 を深刻化させているのは、そのような訴訟に敗れ た場合の損害賠償金額の年々の高額化であり、ア メリカの元スポーツ法学協議会(Sports Law Conference) 会長のハーブ アペンゼラー (Herb Appenzeller) は、スポーツ事故訴訟の損害賠償額 は、高校生アメリカンフットボーラー受傷事件で 約760万ドル、プール排水施設事件では実に約 3.090万ドルの賠償金が支払われ、1件あたり平均 約150万ドルにも達し、しかもここ数年急騰し、ど こまで高額化するかわからないと言っている<sup>1)</sup>。 このような状況の中で、近年注目されてきてい るのがいわゆるスポーツのリスクマネジメントの 考え方や手法である。リスクマネジメントの目的 は、第一に、スポーツ事故の防止であり、第二に事 故が起きても訴訟にならないようにすることであ り、第三に訴訟になっても勝つことであり、第四に 例え敗訴しても損害賠償額を最小限に抑えること である<sup>18)</sup>。本稿で扱う政府免責説(governmental immunity) は、いわゆるスポーツの法理であるの で、目的の第一の実際の事故を防止することはで きないにしても、目的の第三の訴訟になった場合 の勝訴のための有力な法理ともなり得るものであ り、また実際に勝訴することにより新たなる訴訟 に対する断念等の抑止的効果が期待され(目的の 第二)、一定の法理論的対応による賠償金額への 歯止め効果(目的の第四)にも強く影響を及ぼす ものと言えよう。

本稿は、スポーツ法の分野の中でもスポーツ事故の法的責任、その中でも、日本にはないアメリカ独特の免責(immunity)制度の一つである政府免責に焦点をあて、現代アメリカ社会のスポーツ事故責任におけるいわゆる政府免責説の由来や位置及び役割・機能について考察を加えていこうとするものである。その際の研究方法は、アメリカの政府免責について体育・スポーツ科学及び法学に関係する文献に依拠して分析・検討を行い、それと共に関係判例の考察・検討を行うという研究手法をとって以下、考察を進めていこうと思う。なお、付言すれば、これまでのスポーツ事故の法的責任の中でも、アメリカの政府免責に焦点をあ

てた研究は、わが国においてはほとんど見られず、学校事故について政府免責の観点から、関連的にスポーツ事故の際の政府免責に僅かにふれている元東京女子体育大学の伊藤 堯氏のもの<sup>(1)</sup>があるくらいであり、本稿は、スポーツ事故の法的責任について政府免責の観点から整理し、検討を加えたわが国ではじめての研究といえよう。

#### Ⅱ 政府免責の意義及び定義とその歴史

ルトガース大学体育・健康科学部のネイル・ダハティー教授は、「訴訟に対する絶対的な保護はあり得ない<sup>5)</sup>。」という。それでは1970年代には、1960年代の2倍の訴訟 (cases) となり、1990年の訴訟数は、1980年の訴訟数の2倍となっていて、年々増加の一途を辿るスポーツ訴訟<sup>16)</sup> と急騰していく損害賠償金にスポーツ関係機関や団体等、本稿との関連からとりわけスポーツ公共機関(public agencies) 等は、どのように対処すればよいのであろうか。

スポーツ事故が発生し、その法的責任が問われる場合、大まかに類型化すれば刑事上 (criminal)の責任と民事上 (civil) の責任が追求されるが、アメリカにおけるいわゆるスポーツ訴訟といわれるものの大半は、民事訴訟であり、この民事上の責任は、さらに不法行為 (torts) 責任と契約 (contract) 責任違反とに区分され得るが、スポーツの事故・傷害に関する訴訟の多くは過失 (negligence) をめぐるものであり、本稿の考察対象とする政府免責説も民事上の不法行為と深く関連している。

スポーツ事故も含めて、一般的に事故が発生 し、事故の損害賠償責任をめぐって訴訟等により 被害者(原告)が加害者(被告)の過失を問う場 合、加害者たる被告に抗弁 (defenses) となるよ うな事団の主張・立証がないこと、すなわち抗弁の 不存在があげられる。 スポーツやレクリェーショ ンの傷害をめぐる訴訟で一般的に、「危険の引受」 (assumption of risk) や「寄与過失」(contributory negligence) などとともに本稿の「政府免責」が あげられている<sup>12)</sup>。つまり、政府免責は、第一に 訴えられた場合の抗弁として極めて重要な意義を 有しているといえる。実際、スポーツ訴訟が増加 してきた理由として、3大連邦法(全障害児教育 法、タイトル区、リハビリテーション法)の制定 や比較過失の法理の採用と損害賠償法の制定と並 んで各州による政府免責の廃止が大きな影響を及 ぼしているとの指摘がある<sup>9)</sup>。

次に政府免責の定義についてやや詳しくみてみよう。英米法辞典によれば、政府免責とは、「コモン・ローでは同意しないかぎり、政府は不法行為で訴訟の被告とならない。このため連邦、州、地方の政府が享受する免責」のことであり、「現在では、連邦、州とも法律によって一定範囲でこれを放棄している。」

「連邦議会は、1946年に連邦不法行為請求法 (Federal Tort Claims Act)を制定して、公務員が 職務範囲内で活動中に、過失ないし不法な作為・ 不作為によって他人に人身被害、財産損害を与え た場合には、被害者から合衆国政府に対する損害 賠償請求を認め、合衆国地方裁判所にこれらの請 求を審理する管轄権を与えた。ただし、公務員が 法律、規則に基づいて相当の注意を払ってなした 行為、あるいは不法行為(脅迫、不法監禁、口頭 による名誉毀損)、さらに厳格責任を生じる不法行 為については賠償責任を負わない。<sup>21)</sup>」とされて いる。

アメリカにおいて前記の連邦不法行為請求法制 定以前は、国家の公権力行使に基づく不法行為に 対しては、一切の責任を負わないという国家無答 責の原則が支配的であった。この国家無答責の原 則の法的根拠は、16世紀の英国におけるいわゆ る「国王は悪を為し得ず」(The Crown can do no wrong.)という法理論が継受されてきたものであ り、各州においてもそれぞれの州の事情により、 国家無答責の原則と同様な政府免責の原則を採用 し、連邦政府と同様、不法行為請求法等のよう な制定法や裁判所の判決によってこの原則を否定 しない州においては、州の公共的作用による不法 行為に対しては、州は不法行為責任を負わな い。11,19)したがって、行政機関としての州政府、学 区 (school district) や教育委員会 (school board)、 さらに学校は免責されるが、それら機関の教職員 自身は過失責任を負わなければとならないという のが従来の判例の大勢であった。政府免責の原則 の法的根拠については一般的には、次のように説 明されている。

第一に、主権に対抗すべき権利は存在し得ず、 その権利そのものは実に法によって律せられるからであり、第二に、不法行為を為した公務員は彼の権限外の行為をしたのであり、第三に、公費は 公共の用途に供せられるべきものであって個人的 補償に利用されるべきではない。<sup>(1)</sup> さらに、三権 分立のチェックアンドバランスの原理の下、三権 は同等であり、三権を分有する司法が行政の決定 に勝るべきではない<sup>(7)</sup>。他方、政府免責に対して、 傷害の費用(治療費)が一人や少数の人達が負う のは間違いであり、多数の人達によって分担され るべきであり、政府が賠償に対して責任がないと いうことで人々の生活を破壊したり、損害を与え ることは矛盾しているなどの批判がなされてい る。<sup>(1)</sup>

ここで、政府免責と共にしばしば使われる言葉 に主権免責 (sovereign immunity) があるが、両者 の差異について若干みておこう。上記の英米法辞 典によれば、「国内法上、国家は、その同意なく して国内の裁判所で訴えられることはないとの原 則をいう。この同意は、不法行為上の訴えについ てのイギリスの Crown Proceedings Act 1947 (国 王訴訟手続法)、アメリカの Federal Tort Claims Act of 1946 (連邦不法行為請求法) のように、一般的 な形で与えられてもよい。なお、アメリカの州も 自州の裁判所では同様の免除をもつ。| というも のである<sup>21)</sup>。このような主権免責の法理(doctrine) の実際の起源は、はっきりしていないが、700年以 前に存在していたといわれている<sup>17)</sup>。もっとも、 伝統的なこの法理について、通りを歩いてる一般 市民には、なじみは薄いものの、今日でも、命脈 を保ち、州によってはまだその効力を有している のである<sup>6)</sup>。

主権免責は、通例、州とその州の機関(agencies)、 部局 (departments)、委員会 (boards)、公共施設 (institutions) の免責にかかわるものであり、一方、 政府免責は、例えば、市町村のような地方自治体 (municipalities) や学校のような地方統治主体 (local governing entities) にいわゆる与えられた保 護のことであり原則、主義ないしは法理(doctrine) であるといわれている。したがってこのような定 義に即して言えば州によっては、主権免責はある が政府免責がないこともある22)。これは主権免責 と対比して政府免責を分けてとらえているいわば 政府免責を狭義的に把握したものであり、広義的 には、政府免責は、主権免責を受けて政府の享受 する免責であるので、主権免責と一体的に機能す るものとしてとらえられる。このことは次のよう に考えられる。

アメリカはその国家の成り立ちから、まず独立

46 諏訪 伸夫

国家的な存在の州があり、合衆国という連邦の権 限はすべて、各州の合意により作り出されたもの なので、合衆国(連邦)憲法に制限的に列挙され ている事項以外は、すべて州の事項の権限に帰属 している。また、権力とは、ある意思が他の意思 の有無にかかわらずこれを一方的に拘束し支配す る力をいうが、主権はかかる意味で権力であり、 主権は最高・独立・固有の権力である<sup>8)</sup>。このよ うな意味で、アメリカでは州に主権があっても、 地方団体は地域的統治団体ではあるものの、固有 かつ最高ではないから主権を有するとは通例いわ ない。従って、州の場合は主権免責(sovereign immunity)、地方団体の場合には統治ないし政府免 責(governmental immunity)という言葉が用いら れる。しかしながら、地方団体についても州の下 部組織として主権が及ぶというとき、すなわち、 地方団体にも州の主権免責が及ぶと説く場合に は、地方団体についても主権免責という言葉が用 いられる。

さて州はいくら主権を有するからといっても自 然人と異なって処理すべき事務(仕事)に関して 自らの意思を決定したり、その事務(仕事)を具 体的に管理・執行することができない。そこで必 要な事務(仕事)を処理するための機関として、 議決機関の議会を、また執行機関として知事が設 けられているわけであり、主権免責を保持する州 において、そのような議会や知事が同意しない限 り、訴えられない。つまり、主権免責を保持する 州の政府は、現実的には、公権力の行使に基づく 不法行為に対する免責を享受することになるの で、それはとりもなおさず政府免責を享受してい ることになり、いわゆる state sovereign immunity は、実は state governmental immunity といえる。 歴 史的には、王はかつて "The king was the government."といわれ、主権的存在でありかつまた政府 でもあった。実際、スポーツ法学研究者や判例に おいても主権免責 (sovereign immunity)と政府免 責 (governmental immunity) は、相互代替可能な (interchangeabl) 用語 (term) であるとするものも みられる<sup>13)注1)</sup>。そこで本稿では、政府免責を、既 述したように広義的に連邦・州・地方政府がコモ ン・ローにおいて公権力の行使に基づく不法行為 に関して享受する免責ととらえて使用し、そのよ うな免責を考察する際、政府免責と主権免責とを 区別してとらえる必要がある場合や特に主権免責 が強調される場合などに限り、主権免責という用語を使用している。

このような政府免責説がどのような歴史的経緯 をたどってきたか、次に各州の関連判例から若干 みてみよう。

完全な法人格を有すると認められていないが制 定法または慣習法により部分的に法人としての取 り扱いが認められている団体、例えば、郡 (county) や学校区 (school district) のような準法 人 (quasi corporation) <sup>24)</sup> に対して免責を認める 1788年のラッセル対ディボン事件のケースのあ と、アメリカでは、1790年にコネチカット州にみ られる<sup>注2)</sup>。1835年には、サウスカロライナ州の ホワイト対チャールストン事件 注3) 判決におい て、営利法人 (money corporation) を除き、法人 のすべての機能(function)に完全な免責が与え られ、今日まで存続している。1842年には後述す るようなベイリー事件判決があり、また1892年に は、同州において、公園やレクリェーションにお ける機能には適用されないものの、欠陥道路によ る傷害事故に対する地方自治体の責任を認めた制 定法が成立している。マサチューセッツ州では、 1880年に公園の歩道の欠陥により生じた傷害事 故 注4) とやはり公園の海岸で生じた傷害事故 注5) の判決では、いずれの場合も補償されなかった。 またオハイオ州やマサチューセッツ州においては、 学校に対する免責は、19世紀後半に確固としたも のとなっていった。例えば、1890年のペンシルバ ニア州の判決では、「学校区は、地方自治体と異な り、準法人に属する。」とされている <sup>注6)</sup>。その後 も1908年にミネソタ州において、「ミネソタ大学に よる適切な運営により競技団体は免責される。」と いう裁判所による判断が下されている 注7)。

20世紀の前半の50年間においては、体育やプレイグラウンド、及び学校の競技活動に関して裁判所に持ち込まれたケースはごく僅かしかなかった。しかしながら1950年以降、現在に至るまで政府免責説は、制定法や判決により制限されたり、否定されたりなどしていわば重大な挑戦にさらされてきているといえる<sup>24,27)</sup>。

州ないし地方団体に主権者免責及び政府免責の原則を適用する場合には、州ないし地方団体のすべての行為について適用するのではなく、州ないし地方団体の行為を統治的機能(governmental function)と管理的機能ないし財産的機

(proprietary function)とに分け、後者の管理的ない し財産的機能に関する行為には適用されないとい う考えが「ベイリー事件」(1842年判決)<sup>20)</sup>とい う事件において確立し、以後多くの州に普及する に至った。もっとも、何が統治的機能であり、何 が管理的機能ないし財産的機能であるのかを決め ることはなかなか難しい問題であるが、一般的に は警察、消防や教育機能が統治的であり、具体的 には例えば、公立学校をはじめ病院、慈善事業、 国・公立公園やレクリェーション施設の維持・運 営等であり、水道や照明等が管理的財産的である とされる<sup>19,25)</sup>。しかしながら、例えばスポーツ施 設は環境条件によって、ある場合は統治的機能 を、またある場合は管理的機能ないし財産的機能 を果たしている。すなわち、公立学校が学校自身 のスポーツ施設を使用する場合、具体的には競技 大会を開催したりすることは、州の教育的機能の 一部であって、したがって統治的機能といえる <sup>28)</sup>。一方、その同じ施設がプライベットセクター の使用のためリースされれば、学校は管理的機能 ないし財産的機能を果たしていると裁判所により 判断され、したがって施設の建設や補修管理の過 失により傷害を負った場合は、責任があるとされ る<sup>28)</sup>。

また裁量的職務(discretional duties) に従事する 公務員は原則として免責を受けるが、事務的職務 (ministerial duties) に従事する公務員には免責が 与えられないという法理が1960年以来、政府免 責を採用する多くの州において通用している。リ チャード・ペリー(Richard Perry)は、カリフォ ルニア州法誌(California Bar Journal)上で、1961 年に出された一連の判例を評して、政府機関の機 能が統治的なものか管理的なものかということが 重要なのではなく、問題は自由裁量的職務か事務 的職務なのかであると言っている 19,25)。

なお、近年のユタ州の政府免責法(Utah Governmental Immunity Act: 1989 年制定)によれば、州及び地方団体の免責の範囲は次のように定められている。すなわち、「車両(緊急自動車を除く)の運行」、「道路・橋の瑕疵」、「建物、ダム、貯水池その他の構造物の瑕疵(隠れた瑕疵を除く)」、「公務員の過失による行為または不作為」または「正当な補償なしになされた私有財産の収用」により生ずる賠償請求については、州および地方団体の免責が放棄されている。ただし、「裁量行為」、「暴

行、殴打、違法拘禁、違法逮捕、悪意ある訴追、意図的トレスパス、手続の濫用、名誉棄損、詐欺、契約上の権利への干渉、精神的加害、市民権侵害」、「免許行為」、「財産検査行為」、「司法上または行政上の手続の開始」、「不実表示」、「暴動」、「租税の賦課徴収」、「州兵の活動」、「拘禁施設への収容」、「州有地の自然的状態または州土地森林委員会が許可した行為」、「救急医療行為、消火行為、危険な物質または廃棄物の取扱い、緊急時の避難」、「人工降雨の研究・実施」については、州および地方団体は免責される<sup>23)</sup>。

## 近年の政府免責の動向ーその役割と機能の状況

以上述べてきた政府免責と主権免責の過去から 近年に至る動向を整理してみたのが「表」である。 「表」の説明に入る前にここで近年の政府免責の役 割及び機能について若干述べてみよう。

スポーツの事故訴訟1件で、訴訟に負ければ3 千万ドルを超える多額の損害賠償金を支払わなければならない状況になってきたことを、本稿の冒頭においても述べたが、連邦、州及び地方の政府を問わず訴訟及び損害賠償問題の対処・対応には多大な時間とエネルギーを費やしているのが実情である。

さて、政府としてこのような状況を打開し、問題の解決・解消に力を発揮し、一定の役割・機能を果たす有効な理念や方策等が当然模索され探求されていく中で、これから述べるように現実的にそのような役割・機能を果たしているものの一つに本稿の政府免責説があげられる。事故が発生し事故の損害賠償責任の訴訟に対する抗弁の有力なものの一つとして現代においても以下の検討において示されるように、全米50州中の8州が政府免責を保持しており、近年においても確かに一定の役割・機能を果たしていることが知れよう。ただそのような役割・機能の果たす態様は「表」にみるように実に様々である。

まず表題について説明すれば、州に関しては、 主権免責を保持する州政府は政府免責も享受して いるので、主権免責/政府免責として表示し、そ のような免責の根拠事由を示してある。

さて、その州が主権免責を保持しているのか、 放棄しているのかを判別するのはなかなか難しい。すなわち、州の主権免責は、州憲法で定めな

表、州と地方団体における主権免責/政府免責の概況

州名	主権免責の有無とその根拠事由	地方団体の政府免責の 有無と根拠事由	
〇アラバマ	1977年の州憲法   条   4 項;保持	× '75 年の判決	
×アラスカ	1989年の法律;放棄	× '62年の判決	
×アリゾナ	1963年の判決(最高裁);放棄	× '80年の判決	
〇アーカンソー	19471年の州憲法 5条 20項;保持	〇 '69年の法律	
×カリフォルニア	1961年の判決,1963年の法律;放棄	× 州に同じ	
×○コロラド	1971年の判決;放棄,1988年の法律で免責復活	× O 州に同じ	
□コネティカット	1988年の法律;相当程度の免責制限	× 州に同じ	
○デラウェア	1995年の州憲法1条9項;保持	〇 '88 年の法律	
×フロリダ	1968年の州憲法 10条 13項,1973年の法律;放棄	× 州に同じ	
□ジョージア	1982年の州憲法6条5項;保持,責任保険により放棄	□ '76年の法律	
×ハワイ	1957年の法律;放棄	× '79年の判決	
×アイダホ	1970年の判決,1971年の法律;放棄	× 州に同じ	
×イリノイ	1970年の州憲法 13条4項;放棄	× '65 年の法律	
×インディアナ	1972年の判決,1986年の法律;放棄	× 州に同じ	
×アイオワ	1989年の法律;放棄	× '90年の法律	
×カンザス	1979年の法律;放棄	× 州に同じ	
□ケンタッキー	1891年の州憲法 231条;保持,制定法で放棄	× '64 年の法律	
×ルイジアナ	1974年の州憲法 12条 10 (A) 項;放棄	× 州に同じ	
×メイン	1972年の判決,1977年の法律;放棄	× 州に同じ	
□メリーランド	1989年の法律により保険措置の範囲内で免責放棄	× 州に同じ	
×マサチューセッツ	1978年の法律;放棄	× 州に同じ	
×ミシガン	1961年の判決,1987年の法律;放棄	× 州に同じ	
×ミネソタ	1975年の判決(最高裁),1976年の法律;放棄	× '63年の法律	
×ミシシッピー	1982年の判決;放棄	× 州に同じ	
□ミズーリ	1990年の法律;保持,責任保険により放棄	× 州に同じ	
×モンタナ	1987年の法律;放棄	× 州に同じ	
×ネブラスカ	1969年の法律:放棄	× '69年の法律	
×ネヴァダ	1979年の法律;放棄	× 州に同じ	
□ニュ-ハンプシャ-	1975年の判決;保持,1983年の法律;保険措置免責放棄	× '83 年の法律	
×ニュージャージー	1970年の判決,1972年の法律:放棄	× 州に同じ	
×ニューメキシコ	1975年の判決,1976年の法律;放棄	× 州に同じ	
×ニューヨーク	1929年の法律;放棄	× '45 年の判決	
×ノースカロライナ	1978年の法律;放棄	× '82 年の法律	
〇ノースダコタ	1889年の州憲法1条9項;保持	× '89 年の法律	
×オハイオ	1975年の法律;放棄	× '85 年の法律	
×オクラホマ	1985年の法律;放棄	× 州に同じ	
×オレゴン	1981年の法律;放棄	× 州に同じ	

×ペンシルバニア	1982年の法律;放棄	×	'90年の法律
×ロ-ドアイルランド	1970年の法律;放棄	×	州に同じ
×サウスカロライナ	1986年の法律;放棄	×	州に同じ
□サウスダコタ	1889年の州憲法3条27項;保持	×	州に同じ
	1983年の法律;保険措置免責放棄		
×テネシー	1987年の法律;放棄	×	'89年の法律
×テキサス	1969年の法律;放棄	×	州に同じ
Oユタ	1989年の法律 (ユタ政府免責法);保持	0	州に同じ
×ヴァーモント	1989 年の法律;放棄	0	下記(注2)参照
×ヴァージニア	1981年の法律;放棄	×	'89年の法律
×ワシントン	1988年の法律;放棄	×	'88年の法律
○ウェストヴァージニア	1982年の州憲法6条35項;保持	×	'82年の判決
〇ウィスコンシン	1848年の州憲法4条27項;保持	×	'89年の法律
□ワイオミング	1979年の法律;主権免責の部分的廃止		州に同じ

- 〔○免責を保持 ×免責を放棄 □免責を保持しているものの保険措置や制定法等により放棄又は制限〕
- (注1)本「表」は、植村栄次「米国公務員の不法行為責任」(1991年), R.A.Kaiser 「Liability & Law in Recreation, Parks, & Sports」(1986年) 及び各州の憲法より作成。
- (注2) 不法行為責任を認める一般的な規定はなく、政府免責が保持されている。

ければならないというものでもなく、制定法または判例法によっても定められたり、制限したり放棄したりする例もみられ、しかも主権免責の認められる範囲も州により異なるうえ、さらに主権免責を放棄したとされる州でも、一部の例外事項について主権免責を維持する形をとることもある。そのうえ主権免責を放棄したあと、コロラド州のように再び主権免責を復活させる場合もみられるため、主権免責の有無の判別はなかなか複雑になっている。

「表」の中で、○印は免責を保持している場合であり、×印は免責を原則的に放棄している場合であり、□印は免責を保持しているものの保険措置や法律等により放棄又は制限している場合である。また2つの記号がある州は、主権免責の有無の状況に変更があった場合である。

今、州において主権免責ないし政府免責を保持している、すなわち機能している場合を類型化してみると次のように2タイプに区分できる。一つは、主権免責の根拠を憲法とするAタイプと、法律を根拠とするBタイプがある。一方、主権免責ないし政府免責を放棄または廃止した場合を類型化してみると、大まかにいわば完全放棄ないし廃

止型といわば限定的放棄ないし廃止型があり、それらの根拠事由についても I 憲法によるタイプ、II 法律によるタイプ、II 判決によるタイプ、IV保険措置によるタイプに分けられる。最後の保険措置について一言述べてみれば、憲法にせよ法律にせよ主権免責の事由の如何を問わず、免責を保持しつつ、保険により賠償責任を果たす場合であり、それも無制限に賠償責任を果たすものと補償の対象や範囲及び内容や補償金額等を限定し、保険措置の範囲外については考慮しないものが考えられるが、実際的には後者が機能している。

さて、表にみられるように1970年代にはほぼ全米の約8割が政府免責を有していたが、次第に減少し、1980年代には、例えば、列挙すれば(「表」中の〇印)アラバマ州、アーカンソー州、コロラド州、デラウェア州、ノースダコタ州、ユタ州、ウェストヴージニア州、ウィスコンシン州の8州が政府免責を保持し、上記の類型化区分でみてみれば、コロラド州とユタ州が法律によるBタイプで、それ以外のアラバマ州、アーカンソー州、デラウェア州、ノースダコタ州、ウェストヴージニア州、ウィスコンシン州の各州は憲法によるAタイプといえる。これらの州の中でも、主権免責

50 諏訪 伸夫

の態様は一様ではなく、アラバマ州、アーカンソー州およびウェストヴージニア州は、州憲法の規定によって州を被告とする訴えが全面的に禁止されていて州の主権免責が最も強固な州といえる。

次に、限定的放棄ないし廃止型(「表」中の□ 印)といえる保持はしているものの、コネティ カット州やワイオミング州のように制限したり、 部分的に廃止したりしている州、さらに形式的に 保持しているものの保険の範囲内で免責を放棄し ている州 (ジョージア州、ケンタッキー州、メ リーランド州、ミズーリ州、ニューハンプシャー 州、サウスダコタ州)の一群がある。それもさら に、根拠事由によりⅠ憲法、Ⅱ法律、Ⅲ判決、及 びⅣ保険措置によるタイプに分けられ、それらが 単独で根拠事由となっている場合といくつかが複 数合体して根拠事由となっている場合がある。放 棄についても(「表」中の×印)根拠事由により I 憲法によるタイプ (イリノイ州、ルイジアナ 州)、Ⅱ法律によるタイプ (「表 | 中の×印の I タ イプ及びⅡタイプ以外の大半の州)、Ⅲ判決によ るタイプ (アリゾナ州) に分けられ、さらにそれ らが単独で根拠事由となっている場合といくつか が複数合体して根拠事由となっている場合に整理 できよう。

次に「表」中の地方団体の政府免責について若干みてみよう。政府免責を保持している(「表」中の〇印)のは、アーカンソー、コロラド、デラウェア、ユタ、ヴァーモントの各州の地方団体で、ジョージアとワイオミングの両州の地方団体は限定的型としているもので、これら以外はすべて放棄しているという状況であった。

前者の政府免責を保持している地方団体の根拠事由を概観すれば、アーカンソー州の地方団体は1969年の法律により完全な免責を賦与され、コロラド州の地方団体は州と同様に1988年の「コロラド統治免責法」により免責を保持しており、デラウェア州では憲法に依拠するのに対して、地方団体は1988年の法律により免責を享受している。ユタ州の地方団体は州と同様に1989年の「ユタ政府免責法」により免責を享受しており、ヴァーモント州の地方団体は、他の地方団体とは免責の享受態様が異なっていて、不法行為責任を認める一般的規程はなく、政府免責が維持されている。限定的保持型のジョージアとワイオミング

の両州の免責の根拠事由については、まず前者のジョージアの場合については、1976年の法律により、政府免責が放棄されているものの地方団体の統治的権能の行使については政府免責の適用が認められている。後者のワイオミングの場合は、州の場合と同様に、1979年制定の「ワイオミング政府請求権法」により、免責を部分的に廃止した。今みてきた7州以外の「表」中の地方団体は政府免責をすべて放棄している(「表」中の×印)。

もっとも、そのような地方団体の免責の根拠事由をみてみると、州の場合と同様に、上記のI憲法、Ⅱ法律、Ⅲ判決、及びIV保険措置によるタイプに分けられる。具体的には、I憲法によるタイプには、ルイジアナ州の地方団体、Ⅱ法律によるタイプにはフロリダ州の地方団体等をはじめ放棄の多くの地方団体、Ⅲ判決によるタイプにはウェストヴァージニア州の地方団体等、そしてIV保険措置によるタイプにはヴァージニア州の地方団体が挙げられる。

概括すれば、1949年には、全米で過半数の26州が政府免責を保持し、1950年代は政府免責の原則が支配的であったが、被害者の救済という観点から問題が指摘され、依然として過半数の州が政府免責を保持している1960年代の前半までは、保険による被害の填補を志向するものの不十分なものであった。

1960年代は人権擁護運動が追い風となり、政府免責の放棄の流れは、最初は地方団体からはじまり、学校へと拡がりをみせ、変化が加速化されていき、1970年代の各州における不法行為請求法という制定法の制度化へと結実し、1980年代には保険による賠償請求の整備充実と民法の改正により、被害者の救済方策と実質的な損害の補填制度が漸進的に整備されてきたといえる 19)。

次に、政府免責にかかわる判例はこれまで相当 数蓄積されてきているが、まず、戦前の政府免責 説の判例のうち、代表的なものをみてから、近年 の判例の動向を時系列的に若干みてみよう。ここ で判例の持つ特質と役割ないし機能について若干 述べてみよう。政府免責は政府=行政府及び立法 府により推進されたり、展開されていくわけであ るが、それが人々の安寧と福祉を乱さぬように チェックをかけるのが司法であり、具体的には政 府免責をめぐる種々様々な動きを判決を通して、 また判決を積み重ねることにより現代における政府免責の法理をいわば独走せぬように制御しているといえよう。実際、各州や各地方団体における政府免責説の放棄は、まず裁判所の判決があり、続いて1~2年で法制定をするところや10年たってから漸く法制定をするものなど時間的な遅速の差はあるものの、その州、その地方で政府免責の放棄には直接的にまた間接的に多大な影響を与えるものといえよう。

さて、多数の州が政府免責説を取り入れていた 戦前の1933年には、モンタナ州における「パーキ ンス事件」では、水泳プールで泳いでいた少年が 溺れたため、少年の母親が損害賠償を求めてその少 年が通っている学区を相手として訴えたところ、 事務官や役人や被雇用者の過失によって起きた傷 害に対して責任なしという判決が下されている<sup>注</sup> 8)。またやはりモンタナ州の「ローデス事件」に おいて、1943年には、学校のバスケットボールの 試合の観戦者が補修不良の階段が崩れたため負傷 したが、裁判所は、学区は統治的機能を果たして いるため免責されるという判決を下した。すなわ ち学校は統治的機能による傷害に対しては責任を 負わないという判断である<sup>注9)</sup>。

## (その1) 校庭設置の滑り台児童落下負傷事件 (1976年判決)

オハイオ州の小学校の校庭に設置されている 滑り台から落ちて負傷した児童の親が、教育委 員会と学校職員に対して損害賠償を請求した裁 判で、裁判所は学区は裁量的職務を果たしてい るということで免責の判示を行った 注100。

## (その2) 体育授業中テニスボール生徒眼球負 傷事件(1976年判決)

ミシガン州で、体育の授業中、テニスボールが生徒の眼にあたり生徒が受傷した事件で、裁判所は負傷した生徒によって損害賠償責任を求められた学校の学区に対して、学区は政府の機関として機能しており民事責任は免責されるという判決を下した $^{(\pm 11)}$ 。

## (その3) 大学体育の身体運動授業中受傷事件 (1981 年判決)

ミシガン州のオークランド芸術大学の体育の「身体運動」の授業中受傷した原告が、大学に対して損害賠償訴訟を起こした事件で、裁判所は、州立大学の運営は、統治的機能の遂行であり民事責任から免責されるという判断を下した<sup>注12)</sup>。

#### (その4) プール遊泳中少女溺死事件 (1985年判決)

ジョージア州の公共水泳プールで遊泳中の6歳の少女が溺れて死亡してしまった事件で、プールの監視員に対するトレーニング不足による責任感の欠如が問われた裁判で、裁判所は公共のレクリェーション水泳施設で収益がなく公共の利益のために運営しているジョージア州には、責任は無いと、政府免責の法理によって市に責任無しとした判決を下した <sup>注13)</sup>。

## (その5) 粗暴少年市営プール利用中子供傷害 事件(1987年判決)

1984年6月6日、ペンシルバニア州フィラデルフィア市のプールの遊び場にいた子供に対して、乱痢気騒ぎの少年グループが、鼻骨骨折の傷害を負わせてしまった。そこで、その子供の両親が、フィラデルフィア市に対して、市営プールの危険な状態を放置した責任について提訴したところ、裁判所は、市が責任を問われるのは、物的財産(Real Property)事項に関してであって、子供の監督事項についてではないと、すなわち、本ケースは、市には責任がないと判示し、両親の訴えを斥けた注14)。

#### (その 6) タックルフットボール授業中生徒受 傷事件(1988 年判決)

1984年9月9日、ヴァージニア州の高校のタックルフットボールの授業中、タックルを受けた男子生徒が受傷してしまった。その生徒の母親が授業担当の保健体育教師の指導監督責任及び生徒の治療費の損害賠償を求めて起こした裁判で、一審及び二審とも、教師には、体育の授業における単純な指導監督の過失による生徒の傷害責任について、主権免責が適用されるとして、原告の訴えを斥けた注(5)。

## (その7) 体育授業中跳馬飛び越し失敗受傷事件(1989年判決)

1987年1月8日、オハイオ州の高校1年生の体育の授業中、体育教師の実際の模範演示のあと、クラス全員が跳馬を跳んでいた。原告の一人である高校生は、その日すでに5回ほど跳んでいたが、より高度な飛び方で跳んだところ、膝を受傷してしまった。そこで母親は、担当の体育教師とその雇用者であるエイボン市教育委員会を相手として、指導監督不行き届きの責任を問うて、訴訟を起こした。

52 諏訪 伸夫

一審、二審ともに体育授業の一部である跳馬の失敗による生徒の受傷責任について市教育委員会は免責されるとの判断を下した<sup>注16)</sup>。

### (その8) 体育のダンス授業中女生徒転倒受傷 事件(1990年判決)

1986年1月24日、イリノイ州の学校の体育の授業でダンスをしていて下に敷いたマットの端に女生徒が足を引っかけて転倒し受傷した事件で、女生徒が担当教師に対して訴訟を起こしたが、裁判所は、教師に故意又は理不尽な行為がない限り、規律訓練に関して生徒が受傷しても免責されると判示した注17)。

#### (その9) 夏季ウェイト・トレーニング中高校 生受傷事件(1990年判決)

1985年6月26日、サウスダコタ州の学校の 夏季ウェイト・トレーニングプログラムを実施 中の高校2年生の男子がバランスを崩して後方 に倒れ、肩を強打し受傷した事件で、高校生は 不適切な指導・監督により怪我をしたとして、 コーチ、学校の校長及び教育委員会を訴えた。 裁判所は、主権免責を根拠として高校生の訴え を斥けた。すなわち、教育委員会及びその構成 員には、故意の不法行為や重過失が認められず 訴えを免れるとし、コーチについても故意の不 法行為や権限外の行為は認められず責任なしと 判示した 注18)。

## (その10)体育授業中ハードル生徒跳び越し失 敗受傷事件(1993年判決)

1988年3月、ミズーリィー州のミドルスクールの体育の授業中、肥満体の(overweight)女生徒がハードルを跳び越す際に、ハードルを足にひっかけて、リノリウムが張られたコンクリートの床に転倒し受傷してしまった。そこで生徒は、受傷したのは、体育教師が適切な事故防止対策を怠ったとして、その雇用者である聖ジョセフ学区を訴えた。一審、二審ともに体育授業の一部であるハードルの跳び越しについては、跳び越しの失敗による生徒の受傷責任について、ハードルや床には何ら欠陥は無いという生徒の主張を斥けた注19)。

## (その11) デイキャンプ中の男子生徒足骨折受 傷事件(1994 年判決)

アラバマ州において、学校後援のデイキャン プ中のスケートで、6歳の男子が足の骨を折って しまった。そこでその男子の保護者が学区の被雇用者であり、事故当日の監督者に対して、生徒の監督を十分に行わなかったという過失があるとして訴えた。裁判所は、一審、二審ともアラバマ州憲法(Alabama Constitution)の定める規定により、原告の訴えを斥けた。さらに、この州の免責規定は、州の被雇用者が裁量的職務にに従事している場合にも適用されるとの判断を示している<sup>は20)</sup>。

## (その 12) 体育授業中サッカーボールにより生 徒眼受傷事件(1996 年判決)

ウィスコンシン州での体育の授業中、荒れ模様の天候のため、担当の教師は生徒が怪我をしないようにサッカーボールをしぼませて体育館に移動しようとした際に、生徒の眼にあたり生徒が受傷してしまった。生徒の損害賠償の訴えに対して、裁判所は、一審、二審とも学区はそのような傷害責任は免責されるという判示であった。すなわち、当該天候の状況下にあって教師のボールをしばませるという指示は適切であり、まさに裁量行為(discretionary)を行ったのであり、ウィスコンシン州の政府免責法により保護されるというものであった注21)。

## (その13) 学区仕様のフットボールヘルメット 着用高校生徒頭部受傷事件 (1997 年判決)

イリノイ州にある高校のフットボール選手が 学区仕様のヘルメットをつけて試合をして頭部 に重傷を負った事件に関して、一審裁判では学 区の責任を認容したが、二審裁判ではコンタク トスポーツも含めて冒険的なレクリェーション 活動に参加する公法人(public entities)や政府 職員(government employees)及び学区は、「地 方政府及び政府職員不法行為免責法」 (Government and Governmental Employees Tort Immunuty Act)により免責されるとして生徒の 受傷に対して責任なしとした <sup>注22)</sup>。

以上は州レベルの政府免責関連の判例をみてきたが、次には連邦政府レベルの政府免責と深く関連を有する連邦不法行為請求法 (Federal Tort Claims Act) にかかわる具体的事例をみてみよう。すなわち、連邦森林局の認可を得ている、ホワイトウォーター社の企画によるカリフォルニア州ユバ川の渓流下りで溺死した故人の未亡人が、連

邦不法行為請求法に基づき、連邦森林局を相手取り、連邦森林局はホワイトウォーター社を適正に管理・監督せず、また故人に対して渓流下りの危険性を警告しなかったという理由により損害賠償請求の訴訟を起こした。これに対してカリフォルニアの連邦地方裁判所は、活動もしくは過失に対する監督は裁量機能(discretionary function)ということから、訴えを斥けた(「渓流川下り中参加者溺死事件〈1986年判決〉」)<sup>注 23)</sup>。

一方、これらの判決に対して、これまでも例え ば、「モリトーア事件」(1959年判決)において、イ リノイ州最高裁判所は、「不法行為から政府が免 責されるとする説は腐敗した根拠によるものであ る。現代の如くかなり社会学上啓蒙されている時 代にあって、又共和体制下の時代においては、王 は誤ちを侵さずとする中世絶対主義が存在すると 考えることは殆ど信ぜられない。革命は王の神聖 権を廃止するために行われたのである。 (注24)と して、政府免責の原則を覆す判断を示すなど、政 府免責の原則を放棄したり、不支持としたり、あ るいは裁量的行為等に対してのみ政府免責を限定 的に認容するような判決も多く出されている。ま た法令等の立法により政府免責の原則を放棄した り、修正する州も少なくない。例えば、政府免責 説に否定的な判断を下す判例の一つを挙げれば、 「女子水泳者桟橋転落受傷事件」(1986年判決) が ある。すなわち、フロリダ州の水泳場で泳ごうと していた女子が騒いでいた集団に押し出されて、 桟橋より転落して傷害を負ってしまった。そこで その女子は、水泳場の所有者であるシトルス郡 (county) に対して、指導監督義務を怠ったとして 裁判所に訴えたところ、シトルス郡は、政府免責 の原則により責任がないと主張したが、裁判所 は、政府免責の原則は、政府機関による水泳場を 運営する裁量的権限に関して適用されるが、いっ たん水泳場が運営されるようになったならば、コ モン・ローに基づき施設を安全に運営すべきであ り、したがってフロリダ控訴裁判所はシトルス郡 の事故についてその責任は免れず、免責されない との判決を下した11) 注25)。

政府免責説に対して否定的判断を示す一群の判例に対して、政府免責説は肯定しつつも公務員個々人の責任までをも免責するものではないという判例(「ランニング中ガラス破片生徒受傷事件」いわゆる「ショート事件」1979年判決)もみられ

る。この事件は、学校の野外グラウンドでランニ ング中、砕け たガラスにより傷害を負ってし まった原告の起こした損害賠償請求訴訟で、裁判 所は、免責されるのは雇用者である教育委員会関 係者であり、被雇用者である当該野外グラウンド のアスレティックデイレクターをはじめ建物やグ ラウンドの指導監督責任者には認められず、個々 人の過失責任はあるとの判断を示した<sup>注26)</sup>。この ような政府免責を容認しつつ、公務員の個人責任 を問うた類似判例としては、ニューヨーク市で生 徒にボクシングをさせて生徒が怪我をした事件に 関して、観客席で見ていた体育教師に対して、裁 判所は教師たるもの危険で冒険的な運動に参加さ せる際には怪我を防ぐための適切な注意を与える 義務があるのに果たさなかった過失責任があると 判示した「ボクシング練習試合生徒受傷事件 |いわ ゆる「ラヴァレー事件」(1947年判決)がある<sup>11)</sup>。

#### Ⅳ 総括と今後の研究の展望

第二次大戦後、これまで日米両国は、政治的・ 経済的・社会的等の分野において、良い時もあ り、また悪いときもあり、紆余曲折を経てきてい るものの、総じて良好な関係を維持してきている といえよう。いずれにしても相互に大きく影響を 及ぼしあってきていることは確かである。スポー ツや法の分野にもその例外ではないといえる。 従って、日本のスポーツ及びスポーツ法の発展を 考える際には、アメリカのそれを抜きには考えら れないと言える。今日、社会の多くの分野に多大 な影響を及ぼしているスポーツ法は、確かにアメ リカ社会の一定の重要な将来を担っていると言わ れている<sup>14)</sup>。このようなアメリカのスポーツ法を よりよく、正確に知るということは、異論を唱え る者がいるかも知れないが、日本のスポーツ法の 深化・発展のためには大変参考となろう。両国に とってお互いは異文化社会であり、その両国が交 流し、相互の理解を深めるためには、何が同質的 であり何が異質的であるか、何が類似し、何が相 異しているかなどについて把握し、検討を加える 必要があろう。スポーツ法の分野においても同様 に考えられる。そこで、本稿では、スポーツ法の 分野の中でもスポーツ事故の法的責任について、 日本にはないアメリカ独特の免責 (immunity) 制 度の一つである政府免責(governmental immunity) に焦点をあて、現代アメリカ社会のスポーツ事故 責任におけるいわゆる政府免責説の意義及び位置 や役割・機能について考察を加えてきた。

そこで今日のアメリカにおける政府免責説のスポーツ及びスポーツ法における意義について、以下のように総括することができよう。

- ①スポーツ大国アメリカは、訴訟大国アメリカでもあり、アメリカは今、訴訟爆発現象に悩まされている。スポーツもまた同様な状況下に置かれ、増大する訴訟、急騰する損害賠償金に悩まされている。700年前に溯る政府免責説は、今日のアメリカにおいて増大する訴訟の有効な抗弁の一つとして機能し、いわば歯止めともいえる一定の役割を果たしている事は、戦前と戦後の各年代におけるスポーツ事故判例の時系列的検討等により、政府免責説が肯認されていることから明らかである。
- ②もっとも、連邦議会による連邦不法行為制 定法(FTCA)の制定後、政府免責説そのも のを廃止ないし放棄する州や地方団体が相 次ぎ、全米的には退潮傾向にあるが、しかし ながら、州や地方団体の中には、政府免責説 の機能等を見直し、復活させる所もみられ る。その際、留意すべきは、州とその機関等 に係わる主権免責と市町村のような地方団 体や学校等に係わる政府免責とを区別して 把らえておくべきてある。すなわち、州に よっては主権免責はあるが政府免責がな かったり (例えばアラバマ州等)、逆に州に は主権免責はないが、地方団体には政府免 責がある(例えばヴァーモント州等)ことで ある。さらに、コロラド州にみられるように 1971年の州の主権免責権限の復活にみられ るように年により主権免責や政府免責の状 況が変化しているので、州や地方団体の「免 責 | 状況の把握には、細心の配慮が必要であ
- ③近年の判例にみられる政府免責説の認容状況は、統治的機能(例えば「大学体育の身体運動授業中受傷事件」1981年判決等)や裁量的行為(例えば「校庭設置の滑り台児童落下負傷事件」1976年判決等)に限定的に認められる傾向にある。したがって、学校のスポーツ施設でもその運用や使用形態が異なれば、必ずしもいつも統治的機能として扱わ

れ、事故責任を免責されるとは限らず、いわゆるケースバイケースで判断されることになる。しかもそのような「免責」は、機関への免責であって機関職員個々人の責任の免責ではないとされている(例えば「ショート事件」1979年判決等)。

スポーツはアメリカ社会を映す鏡であると言わ れたりしているが、本稿の冒頭にも述べたように 1960年代から社会的ニーズをうけて徐々に発展 したきたスポーツ法は、マッセンゲールが指摘す るように現在では、社会の諸分野に大きな影響を 及ぼすほどに成長し、スポーツがアメリカ社会の 重要な将来を担うようになってきている。このよ うな大きな社会的勢力の一分野になったアメリカ のスポーツ法の実態を政府免責説に関係する諸文 献により、とりわけスポーツ事故関係の判例の検 討・考察を通して、主として戦後の変遷と近年の 状況の一端を明かにしてきた。そこにおいて明か にされてきたことは、アメリカの一般市民がほと んど知らないような極めて伝統的な政府免責の法 理が、司法上の、また制定法上や保険措置上の幾 多の「放棄」という「篩」にもかかわらず、今日 もなお生き残り依然として複数の州や地方団体に おいて効力を発揮している事実を浮き彫りにし た。アメリカスポーツ法は、アメリカ社会に強い 影響力を有する巨大な一大体系の分野であり、政 府免責説はそのごく微小な部分を占めるにすぎな いが、本研究がある程度まとめてアメリカスポー ツ法における政府免責説の役割や現実的に機能し ているアウトラインを分析・提示したわが国で初 めてのものであり、今後各州のみならず各地方団 体についてきめ細かく考察を加えて行けば、アメ リカスポーツ法をより客観的に把握・理解するこ とができ、わが国におけるアメリカのスポーツ法 研究の促進の一助とすることができよう。

#### 注

- 注1) Maryland-National Capitalpark and Planning Commission v. Kranz, 521 A.2d 729 Court of Appeals of Maryland (1987).
- 注2) Russel v. Men of Devon, 2 TermRep 667, 100 EngRep 359 (1788).
- 注3) White v. Charleston, 2 SC 571 (1835).
- 注4) Clark v. Inhabitants of Waltham, 128 Mass 467 (1880).

- 注5) Steele v. City of Boston, 128 Mass 583 (1880).
- 注6) Briegel v. City of Philadelphia, 135 Pa 451, 19 Atl 1038(1890).
- 注7) George v. University of Minn Athletic Assn., 107 Minn 424, 120 NW 750(1909).
- 注8) Perkins v. Trask, 23 p2. d 982 (Mont. 1933).
- 注9) Rhoades v. School District#9, 142 P. 2d 890 (Mont. 1943).
- 注 <sup>10)</sup> Hall v. Columbus Board Of Education, 290 N.E. 2d 580 (Ohio App. 1976).
- 注11) In Zawadzki v. Talyor, 246 N.W.2d 161 (Mich, 1976).
- 注<sup>(2)</sup> Holzer v.Oakland University Academy of Dramatic Art, 313 N.W. 2d 124 (Mich.1981).
- 注13) Robinson v. City of Decatur, 325 SE2d 752 (Ga. 1985).
- 注14) Kasavage v.City of Philadelphia, 524 A. 2d 1089 (1987).
- 注 15) James Jeffrey Lents, et al. v. Johnny Morris, 372 S.E.2d 608 (1988).
- 注 16) Koch et al.v.City of Avon Board of Education et al., 64 Ohio App. 3d 78, 580 N.E. 2d 809 (1989).
- 注17) Gara v. Lomonaco, 557 N.E. 2d 483 (III. App. 1 Dist. 1990).
- 注 18) Gasper v. Friedel, 450 N.W. 2d 226 (S.D. 1990)
- 注19) Tonia (McElroy) Goben v. School District of St.Joseph, 848 S.W. 2d 20 (1993).
- 注 20) Faulkner v. Patterson, 650 So. 2d 873 Ala. (1994)
- 注21) Bauder v. Delavan-Darien School District, 558 N.W. 2d 881 (Wis.App. 1996)
- 注 22) McGrurk v. Lincolnway Community School, 679 N.E. 2d 71 (III. App.1997)
- 注 23) King v. United States Forest Services, 647 F. Supp.20,U.S.Dist.Court,N.D. Calif. (1986). 注 22) McGrurk v. Lincolnway Community School, 679 N.E.2d 71 (Ill. App.1997)
- 注<sup>24)</sup> Moritor v.Kaneland Community Unit District, No.302,18J 11.2d 11 163 N.E.28 2d 89 (1959).
- 注25) Avallone v. Board of County Commissioners of Citirus County, 497 So. 2d 934 (1986).
- 注 26) Short v. Griffiths, 255 S.E. 2d 479 (Va.1979).

#### 引用文献

1) Appenzeller, Herb (ed.) (1998): Risk Management in Sport, Carolina Academic Press, Durham, pp.5-6.

- 2) Baley, James A., Matthews, David L. (1984): Law and Liability in Athletics, Physical Education, and Recreation, Allyn and Bacon, Inc., Newton, p.vii.
- 3) Champion, JR., Walter T. (1990): SPORTS LAW, West Publishing Company, ST. PAUL, pp. 181-183.
- 4) Daniel, Connaughton P., Burket, Brian P. (2000): Negligence Liability in Public Swimming Pool Operations A Review of Cases Law Involving Supervision?, Journal of Legal Aspects of Sport 10 (3):154.
- 5) Dougherty, Neil J. (1983): Liability, Journal of Physical Education, Recreation & Dance, 54 (6): 52.
- 6) Harding, Tracey B. (2001): Fatal School Schootings, Liability, and Sovereign Immunity, Where Should the Line Be Drawn?, Journal of Law & Education, 30(1): 164.
- 7) 長谷川俊明 (1993): 訴訟社会アメリカ, 中央公 論社, 東京, p.3.
- 8) 原田清司(1965):法学概論. 評論社, 東京, p.24.
- 9) Horine, Lary (1985): Administration of Physical Education and Sport Programs, SAUDERS COLLEGE PUBLISHING Philadelphia, p.66.
- 10) Hroneck, Bruce R. J.O. Spengler (1997): LEGAL LIABILITY in Recreation and Sports, SAGAMORE PUBLISHING, Champaign, pp.31-32.
- 11) 伊藤 堯 (1977): アメリカの学校事故に関する 判例の動向, 教育法学会年報,6:179-189.
- Kaiser, Ronald A. (1986): Liability and law in recreatin, parks, and sports, PrenticeHall, Engelwood, Cliffs.p.65.
- 13) Bernard P.Maloy, Bernard Patrick (1997): Immunity. (In) Cotton, Doyice J., Wilde, T. Jesse (Ed.) Sport Law for Sport Managers. Kendal/Hunt Publishing Company, Iowa, p.57.
- 14) Massengale, John D. (1989); LOOK AT THE FUTURE OF SPORTS LAW, Legal Issues in Sport,1 (1):5.
- 15) ミッチェナー A., ジェームズ, 宮川毅訳 (1976):スポーツの危機(上), サイマル出版社, 東京, p.13. (Michener, James A. < 1976>: SPORTS IN AMERICA, Random House, New York.)
- 16) Peterson, James A., Hronek, Bruce B. (1992): Risk Management for Park, Recreation, and Leisure Services, Sagamore Publishing, Inc., Champaign, p. ix.
- 17) Riffer, Jeffrey K. (1985): SPORTS AND

56

- RECREATIONAL INJURIES, Mcgraw-Hill Book Company, New York, pp. 165-167.
- 18) Robertson, Brian W., Robertson, Brenda J.: Sport & Recreation Liability And You!, Self- Counsel Press, Vancouver, p. 90.
- 19) 諏訪伸夫 (2000):近年のアメリカ合衆国におけるスポーツ事故の訴訟と判例の概況 政府免責説を中心として , SECURITY SPORTS LIFE 13: 28-31.
- 20) 田中館照橋 (1980): アメリカの国家賠償制度 (1), 地方自治職員研修, 13 (10), 158:100-101. 「ベイリー事件」(Baily v. New York City, 3 Hill 531, 38 Am. Dec. 669 < N.Y.1842>)
- 21) 田中英夫編集代表 (1993): 英米法辞典, 東京大 学出版会, 東京. p. 386, p. 340.

- 22) 田中, 前掲書, p. 689.
- 23) 植村栄治 (1991): 米国公務員の個人責任, 有斐閣, 東京, p. 220.
- 24) van der Smissen, Betty (1968): Legal Liability Cities and Schools for Injuries in Recreation and Parks, The W.H. Anderson Company, Cincinatti, p. 6,
- 25) van der Smissen, Betty, op.cit., pp. 28-30.
- 26) van der Smissen, Betty, op.cit., p. 148.
- 27) van der Smissen, Betty (1990) : legal liability and risk management for public and private entities, Anderson Publishing Company, Cincinnati. pp. 150-153.
- 28) Wong, Glenn M. (1988): Essentials of Amateur Sports Law, Auburn House Publishing Company, Dover, pp. 357-358.